小幡　定義　佐々木　涼　竹森　良一
田中　徹　西川　靜雄
（1等陸尉）
正七位に叙する（各通）
山崎　正名
青木　春敏　幡山　壽
（さいたま市消防司令長）
従七位に叙する（各通）（以上八月十八日）
眞仁田圭一
齊藤　鐵郎　榊　養一郎　浜崎　忠雄
従四位に叙する（各通）
正五位に叙する
紫藤　直寛
水呉　繁義
従六位に叙する
久光　政吉
坂井　馨
正七位に叙する（各通）（以上八月十九日）
組澤　彰
従五位に叙する
井田　毅
正六位に叙する
上谷　キヨ　海野　芳久
従六位に叙する（各通）
永田　安榮
佐藤　正治
正七位に叙する（以上八月二十日）
押谷　**靱雄**
従三位に叙する
武田　弘道
従五位に叙する
山口繁太郎
従六位に叙する（以上八月二十一日）
稲村　直人
正六位に叙する（八月二十五日）

○叙勲

秋山　和近　室屋　一志
旭日単光章を授ける（各通）（八月十五日）
長谷田和雄
旭日双光章を授ける
小松代武治　境野　政一
梅原　正顯
平　軍一郎　横田　耕太
旭日単光章を授ける（各通）（以上八月十六日）
土田　宏明
旭日双光章を授ける
山中　茂
旭日単光章を授ける（以上八月十七日）
宇佐美　肇　辻田　雅平　林　一郎
旭日単光章を授ける（各通）（八月十八日）
武田　弘道
旭日中綬章を授ける（八月二十一日）
岩瀬　録郎　小松　康祐
石田　義岡
田村　等　蜂須賀三郎
田岡　一規
廣田五七三　松尾　清子
瑞宝双光章を授ける（各通）
木村　久滿　城内　悟
石本　義弘
奈良　高穂　山下　重雄　山田　文雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十五日）
廣瀬　和喜
瑞宝小綬章を授ける
植村　良吉　内山　榮
志津　安彦　塚越　敏弘　**齋藤喜代二**
日色　武夫　堀口　一三　野田　拓
渡邉　忠義　溝口　通大
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　迪夫　中村　正義　藤田　清
古沢　邦夫　松井　力
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十六日）
安部　新一
（広島大学名誉教授）
檀上　正孝
瑞宝小綬章を授ける（各通）
石坂　憲盛　上場　治郎　工藤　信彦
田中　重明　田辺　敞　鳴海　秀
町田眞之助　松本　登　三谷　敏郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
井元　正　加藤　榮治　金子　進
佐々木喬一　林　義弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十七日）
荒井　浩　小林　誠一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
各務　利達　梶田　攸督　川上　治郎
佐々木　涼　西川　靜雄　桃井　勇
（1等陸尉）
山崎　正名
吉田　時信　渡邊　昌和
瑞宝双光章を授ける（各通）
笈川　謹一　佐久間啓造　竹森　良一
（さいたま市消防司令長）　眞仁田圭一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十八日）
浜崎　忠雄
瑞宝小綬章を授ける
水呉　繁義
瑞宝双光章を授ける
松本　秀夫
瑞宝単光章を授ける（以上八月十九日）
（国土交通技官）
稲村　直人
瑞宝双光章を授ける（八月二十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月十九日午前九時五十三分御出門、敬老の日にちなみ、介護老人福祉施設ケアポート板橋（板橋区）へ行幸啓、午後零時三分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、九月二十日午前九時三十四分御出門、第六十回日本伝統工芸展を御覧のため、日本橋三越本店（中央区）へ行幸啓、同十時三十六分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、九月二十一日アルメニア国の独立記念日につき、同月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月二十一日マルタ国の独立記念日につき、同月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月二十三日サウジアラビア国の国祭日につき、同月二十日同国二聖モスクの守護者国王へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

電波監理審議会の審理の開始について

放送法（昭和25年法律第132号）第180条において準用する電波法（昭和25年法律第131号）第86条の規定により審理を開始することとなったので、同法第88条第2項の規定に基づき公告します。

平成25年9月25日

電波監理審議会

主任審理官　榮　春彦

1　事案の要旨　総務大臣が行った株式会社びわき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立て（平成25年付議第1号）

2　期日　平成25年11月27日（水）午後1時30分から

3　場所　東京都千代田区霞が関2丁目1番2号　総務省（中央合同庁舎2号館）1002会議室

4　主宰する審理官　主任審理官　榮　春彦

5　審理への参加手続　この審理に関する手続に参加人として参加しようとする利害関係者は、住所（郵便番号並びに電話番号及びFAX番号を付記してください。）、氏名（法人の場合は名称又は商号及び代表者名）、参加の趣旨（この異議申立ての結果によって生ずる利害及びこれに関連して審理に際し述べようとする具体的な意見）及び参加希望の旨を記載した参加申立書を電波監理審議会主任審理官宛て（郵便番号100—8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号　総務省内）に平成25年10月22日（火）（必着）までに提出してください。

なお、参加の許否については、追って通知します。

6　その他　不明な点については、総務省総合通信基盤局総務課（電波監理審議会事務局）（電話03—5253—5829）へお問い合わせください。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

滋賀労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成25年9月25日

滋賀労働局長　野田　律

第4号中「1時間716円」を「1時間730円」に改める。

鳥取労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成25年9月25日

鳥取労働局長　矢澤　由宗

第4号中「1時間653円」を「1時間664円」に改める。